

農林水産大臣

山 本 有 二 様

有明海再生の早期実現を求める要請書

平成28年10月20日

佐 賀 県

有明海再生の早期実現を求める要請書

有明海再生のための水産振興事業及び調査につきましては、格段の御高配と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

宝の海・有明海は、世代を超えて共有すべき県民の共通の財産であり、有明海の再生は、漁業者のみならず県民の切なる願いです。

私たちは、有明海の再生については、漁家経営の安定に向けた水産資源の回復のための取組と有明海の環境変化の原因究明のための一つとして諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開門調査の実施が必要であると考えております。これまで、農林水産大臣をはじめ国の関係者の方々に繰り返し要請してまいりました。

近年、夏季の貧酸素水塊による二枚貝類の大量斃死や、冬季の珪藻赤潮による養殖ノリの色落ち被害が発生し、漁獲量の減少に加え、地区によっては、ノリの生産が不安定になっており、さらには、漁業者の後継者不足など、漁家経営は厳しい状況にあります。

漁業者にとって、水産資源の回復は待ったなしの問題であることから、回復に向けた取組を一層推進していく必要があります。

一方で、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査については、福岡高裁確定判決で示された期限までに開門されず、有明海の環境変化の根本的な仕組みの定量的解明による有明海再生の道筋は、先が見通せない状況です。

また、諫早湾干拓調整池からの排水については、昨年来、こまめな排水に努めていただいているところですが、今年もノリ漁期に入り、生産が不安定な西南部地区のノリ生産者は、諫早湾干拓調整池からの排水によるノリ不作に対する不安を抱きながら、日々の作業に取り組んでいます。

つきましては、有明海再生の早期実現について、下記により実施されるよう強く要請します。

記

- 1 漁家経営の安定に向けて、漁業者が水産資源の回復を実感できるような取組を一層推進すること
- 2 有明海の環境変化の原因究明のための一つとして福岡高裁の確定判決に基づき、万全の対策を行った上で開門調査を早期に実施すること
- 3 漁業者が安心してノリ生産に取り組めるよう諫早湾干拓調整池からの排水について、こまめな排水を継続して行うこと

平成28年10月20日

佐賀県知事 山口 祥義

